

所得税・消費税の確定申告はお早めに!! H29年分確定申告個別相談

(一社) 鹿児島青色申告会では、平成29年分の確定申告書作成の個別相談を実施致します。

税理士会派遣税理士が懇切丁寧にご指導致しますので、必要書類をご持参の上、お気軽にご相談ください。

期 間

平成30年2月1日(木)～3月15日(木)

(土・日・祝日は3月10日(土)、3月11日(日)のみ実施致します!)

時 間

午前の部・・・9:00～12:00(但し、受付は11:00まで)

午後の部・・・13:00～16:00(但し、受付は15:00まで)



場 所

県産業会館3階会議室(鹿児島市名山町9-1)

相談料

所得税のみ・・・3,000円(非会員 20,000円)

消費税のみ・・・3,000円(非会員 20,000円)

所得税・消費税両方・6,000円(非会員 25,000円)

その他・・・個別に対応

(※1月中に申告相談を受けられる方も上記の金額を頂きます)

**必ずご持参
いただくもの**

○平成29年分の帳簿書類(元帳、現金出納帳・預金通帳等)

○平成29年分の確定申告書(税務署から送付された書類一式)

○前年分(平成28年)及び前々年分(平成27年)の申告書・決算書の控

○税務署から届いたハガキ(確定申告のお知らせ)

○生命保険・損害保険・国民年金・小規模企業共済等の控除証明書

○国民健康保険、介護保険の領収書(平成29年中に支払った分)又は
納付証明書・寄付金、ふるさと納税、予定納税などの証明書

○源泉徴収票(年金・給与・報酬等)

○印鑑、筆記用具、計算機

○**個人番号カード**(マイナンバーカード)

↓カードを発行していない場合は以下2つの書類が必要です。

① **ご本人のマイナンバーを確認できる書類**(いずれか1つ)

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書

② **身元を確認できる書類**(いずれか1つ)

- ・運転免許証 ・パスポート ・保険証
- ・身体障害者手帳 ・在留カード

※添付書類がないと提出できない場合がありますのでご注意ください。

裏面へ続く

申告相談上の留意点及び注意事項について

3月は大変混雑します。早めの相談をお願い致します！



- ① 産業会館に車でお越しの際は駐車場がございません。誠に恐れいりますが、交通機関かお近くの有料駐車場をご利用くださいようお願い申し上げます。
- ② 申告締め切りが近づくにつれ混雑が予想されます。期間前半は余裕がございますので、なるべくお早目のご相談をお願い致します。
- ③ 本年度より、代理送信による電子申告に移行致しますので、ご協力をお願い致します。

☆その他ご不明な点がございましたらお気軽に青色申告会事務局までご連絡ください。

- 受付は、午前中は11:00まで、午後は15:00までです。なお、会場の待ち状況によっては、それより前に締め切ることもございますので、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。
- 月々の売上や経費等の金額の集計は、事前に済ませてください。当会では、個々人の集計まで受けることはできません。また帳簿の詳細まで確認することは、時間の都合上できませんので、あしからずご了承下さい。
- 相談時間はお一人様30分から40分を目安にさせていただきます。集計がされていない場合や、添付書類の不備等で時間がかかる場合は、誠に申し訳ありませんが再来所頂く場合がありますのでご了承ください。
- 決算書や申告書の下書きをお願いします。前年の決算書や申告書の控えを参考にいただき、わかる範囲で月別売上・仕入記入欄、減価償却及び住所氏名等の事前記載をお願い致します。尚、お待ちの時間を利用して、事前記載の相談もお受け致しますので、ご利用下さい。
尚、鉛筆書きの決算書控への受付印の押印はいたしませんので、ボールペン等で清書して下さい。

e-Taxを利用して所得税の申告をする場合の注意点



平成29年分の確定申告にはマイナンバーの記載が必要です。

平成29年分の所得税の確定申告、年末調整には、マイナンバーの記載が必要になります。

(事業主本人、事業専従者、配偶者、扶養家族のマイナンバーを記載する必要があります。)

青色申告会では、平成29年分の確定申告手続きに「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」のご利用をお勧めしております。

※ご自分の電子証明書でe-Taxを利用される方は、電子証明付き住基カード(有効期限内)又は個人番号カードが必要になります。カードリーダー、開始届出書などは青色申告会でご用意致します。

※代理送信を希望される方は、上記、電子証明書、カードリーダー等は必要ございません。

- 医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の書類は記載内容を入力して送付することで、その添付書類の提出又は提示を省略できます。
- 申告書をパソコンで清書して、控えとしてお渡しいたします。